

令和4年5月11日

（名称）今治市地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 土居 忠博

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和4年度 今治市福祉タクシー整備事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

少子高齢化社会の進展、特に高齢者人口の増加にともない、鉄道や路線バス等の利用が難しい高齢者や障がい者の自立や社会参加への対応として、利便性や安全性が高く人にやさしい移動手段の確保が重要な課題となっている。特に、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシーの必要性・役割が増しており、本事業は福祉タクシーの増車を図ることにより、公共交通の利用が難しい方でも利用しやすく移動しやすい交通環境の実現を目的とするものである。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

今治市では、令和4年4月において、31台の福祉タクシー車両が導入されている。  
なお、国は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に基づく、移動円滑化に関する基本方針」、「第2次交通政策基本計画」において、令和7年度までに全国で約90,000台の福祉タクシーを導入することを目標として掲げている。本市においては、福祉タクシーの導入を促進し、より一層のバリアフリー化を図る。

（2）事業の効果

福祉タクシー車両を導入させることで、高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られ、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）※具体的に記載すること。

- ・スロープ付き福祉タクシー車両の導入（1台）：（株）マツキ
- ・今治市上浦町井口7224番地（株）マツキ 代表取締役 松岡清孝

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

※3区分すべてについて記載すること

身体・知的：各1割引 精神：設定なし

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 ・該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ・該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉 ・該当なし

**5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

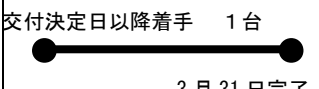
令和4年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	1,660 千円	553 千円	千円	千円	1,107 千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%

※総事業費については見込み額を記載  
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

**6. 計画期間**

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。  
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー車両 導入（スロープ付 き車両）	交付決定日以降着手 1台  3月31日完了											

**7. 協議会の開催状況と主な議論**

令和4年5月11日（令和4年度第1回）に行った、今治市地域公共交通活性化協議会において、令和4年度今治市福祉タクシー整備事業計画を承認。

**8. 利用者等の意見の反映**

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。  
 利用者代表である社会福祉協議会、連合自治会、老人クラブ連合会、連合婦人会の代表が構成員となっている今治市地域公共交通活性化協議会において協議を実施し、意見を反映して本事業計画を策定した。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛媛県東予地方局総務企画部
関係市区町村	愛媛県今治市
交通事業者・交通施設管理者等	四国旅客鉄道（株）愛媛企画部、（一社）愛媛県バス協会、瀬戸内運輸（株）、瀬戸内海交通（株）、今治タクシー事業協同組合、（一社）愛媛県ハイヤー・タクシー協会、愛媛県旅客船協会、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局今治土木事務所、愛媛県今治警察署、愛媛県伯方警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	愛媛大学教授、今治市社会福祉協議会、今治商工会議所、越智商工会、しまなみ商工会、瀬戸内運輸労働組合、全日本海員組合愛媛支部、（公社）今治地方観光協会、今治市連合自治会、今治市老人クラブ連合会、今治市連合婦人会

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。